

平成 30 年度
地域還元施設等整備基本構想策定業務委託
仕様書

平成 30 年 4 月

霞台厚生施設組合

目 次

第1章 総則	-----	1
第2章 業務の内容	-----	3

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務は、霞台厚生施設組合（以下、本組合という。）が、新広域ごみ処理施設整備運営事業に伴い、これまで地域住民の憩いの場として提供されてきた高令者福祉センター白雲荘（平成28年度末廃止）に代わる、新たな地域住民への還元施設等の整備方針並びに事業概要、建設予定地等を検討するものである。

なお、現在、本組合が推進している新広域ごみ処理施設整備・運営事業では、余熱を利用し発電した上で売電する計画としているが、還元施設等への電力供給の可能性も検討し、メリット及びデメリットを整理する必要がある。

2. 仕様書の適用

本仕様書は「地域還元施設等整備基本構想策定業務委託」に適用する。

3. 業務の名称と履行期間

本業務の委託名及び履行期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 委託名

地域還元施設等整備基本構想策定業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から平成31年3月20日までとする。

4. 業務場所及び対象地域

(1) 業務場所

本組合とする。

(2) 対象地域

本組合管内を対象とする。

5. 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。各業務の詳細については、第2章を参照のこと。

なお、別添の参考資料の内容を踏まえた上で実施すること。

(1) 施設整備方針及び事業概要等の検討

(2) 打合せ・協議

6. 業務上の提出書類

受注者は業務の着手及び完了にあたって次の書類を提出すること。

(1) 着手時

- ・業務着手届
- ・管理技術者届（経歴者等添付）
- ・業務工程表

(2) 完了時

- ・完了届
- ・成果品

7. 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等の最新版で示された当該業務に関する事項を遵守し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

8. 配置技術者の資格要件

受注者は、霞台厚生施設組合地域還元施設等整備基本構想策定業務に係る公募型プロポーザルにおいて提出された書類と整合し、本業務における管理技術者と照査技術者を定め、発注者に届け出るものとし、入札日において雇用契約のある社員であることを確認できる書類（健康保険証等）の写しを提出する。

9. 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容及び関係図書等について、発注者の許可なく第三者に漏らしたり、提供したりまたは他の調査に使用してはならない。また、中立を保たなければならない。

10. 業務の変更等

発注者は、必要と認めたとき、業務内容の一部を変更もしくは停止させることができる。

この業務内容変更に伴う委託料及び委託期間の変更等については、発注者と受注者が別途協議の上、決定するものとする。

11. 資料等の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集は、原則として受注者が行うものであるが、発注者が所有し、業務に利用できる資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出し、業務完了時に全て返却するものとする。

12. 協議及び議事録の作成

受注者は、業務遂行にあたり必要に応じ、発注者と協議を行うとともに、必要により関係諸官庁にも照会等を行い、目的達成に努めるものとする。なお、受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、発注者に遅滞なく提出するものとする。

13. 関係機関との協議

受注者は、関係機関との協議が必要な時または協議を求められた時は、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅延なく発注者に報告しなければならない。

14. 疑義

本業務遂行にあたり、本仕様書の事項に疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が別途協議の上、決定するものとする。

15. 検査

受注者は、業務の完了に際し、発注者による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後、成果品内容に誤記・違算があった場合、速やかに訂正し再提出しなければならない。

16. 成果品

成果品を次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 地域還元施設等整備基本構想 | 5部 |
| (2) 同上概要版 | 10部 |
| (3) その他第2章に掲げる業務成果 | 1式 |
| (4) 同上電子データ | 1式 |

第2章 業務の内容

1. 基本的事項の整理

1-1 地域還元施設等の必要性

これまで組合で策定した計画及び協議経過を踏まえるとともに、現在組合が進める新広域ごみ処理施設整備運営建設工事の状況や、現在稼働する施設の跡地活用に係る計画検討を考慮しながら、地域還元施設等の必要性を整理する。

1-2 地域還元施設等の事例調査

先進地、類似事例及び管内地域における事例を整理する。

1-3 地域の要望

基本構想に住民意見をより反映するための手法について検討し、実施支援すること。

アンケート調査、地域説明会等における住民の意見などに基づき、地域還元施設等に対する地域の要望を整理する。

1-4 地域の開発計画等との整合

構成自治体の関連計画、地域の開発計画、温浴施設などの整備計画について把握し、整備内容との整合を図る。

1-5 地域還元施設等に求められる機能

事例調査結果や地域の要望等から地域還元施設等に求められる機能を整理する。

1-6 類似施設の配置状況

地域における類似施設の配置状況を整理する。

1-7 建設予定地の条件

建設予定地に求められる条件を整理し、組合が保有する敷地のほか、近隣地やその他公有地など適合性の高い地域を数か所選定する。

各候補地についてメリット及びデメリットを整理する。

2. 施設整備構想

2-1 施設整備の目的

施設整備の目的を整理する。

2-2 施設整備方針

施設整備方針を整理する。

2-3 需要見込み

組管内の類似施設の利用状況及び白雲荘（平成28年度廃止）の利用実績、周辺地域の人口や商業施設等の市場動向などから施設の需要予測を行い、利用者数を設定する。

2-4 施設の整備内容

必要とする諸室の内容、機能及び規模等を整理する。

2-5 配置動線図及び平面図の作成

配置動線図及び平面図を整理検討する。

2-6 民間事業者への調査等

民間活力の活用も視野に入れ施設概要を整理するため、民間事業者等へ調査等を行う。

2-7 事業スケジュールの検討

施設の設計、建設、維持管理、運営等について、事業手法、事業形態、事業方式等の事業スキームを検討する。また、供用開始までの概略スケジュール及び想定事業費を検討する。

2-8 施設概要及び概算事業費の整理

施設整備内容に基づき施設概要を整理するとともに概算事業費を算出する。

2-9 今後の課題と解決方法

今後解決すべき課題と解決方法について整理する。

3. 合意形成支援

基本構想策定に係る関係団体等との協議、また、首長、議会、住民等に係る合意形成を支援する。

3-1 委員会等会議の支援

会議に出席し、会議運営を支援する。会議資料、議事録、想定質疑応答等を作成し、必要に応じて説明、質問対応を行う。会議の開催は6回を予定する。

3-2 住民説明会等の支援

地域住民説明会に出席し、必要に応じて説明、質問対応を行う。また、説明用資料、議事録の作成を行う。説明会の開催は5回を予定する。

3-3 アンケート、パブリックコメントの支援

地元及び4市町全体住民の意向等を探るため、アンケート、パブリックコメントを行う。

1) 資料の作成及び発送

アンケート調査に必要な資料の作成及び発送、パブリックコメントに必要な資料を作成する。

2) 結果の集計及び検討

アンケート調査、パブリックコメントにより寄せられた意見を集計し、基本構想の検討に活用する。

3) 作成資料

作成する資料の例を次に示す。詳細は、協議のうえ決定する。

- ・アンケート調査関係（対象 3000 人。地元住民と全体住民のニーズ傾向を整理する）
 - ア. アンケート調査票の作成、発送および集計
 - イ. 報告書
- ・パブリックコメント関係
 - ア. 基本構想素案及び説明資料
 - イ. 意見公募様式
 - ウ. 報告書及び見解書

4. 業務計画

契約期間内における業務計画は次のとおりを予定する。

項目	5月	6月	～	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本構想	検討			原案作成						
		アンケート		議会・住民等説明				パブコメ	※事後修正	構想策定
委員会	○	○	○		○	○			○	

※詳細スケジュールは、別途協議する。